

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0858)

第2回特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

令和5年10月24日 非公開

開催日時	令和5年10月24日	9時23分～10時25分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻前ではございますけれども、全員揃いましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日出席の委員は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、公益代表の高橋委員におかれましては、所要により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>それではただ今から、第2回目の群馬県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは、会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>議題の(1)、特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局からご説明がありますので、お願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。着座にて失礼いたします。</p> <p>本日の議事の進行につきまして、ご説明いたします。</p> <p>群馬県鉄鋼業にかかる最低賃金改正額が、本日の専門部会でのご審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続を行っていただくこととなります。</p> <p>他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会にご報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくこととなります。</p> <p>なお、本日のご審議の中で、個別協議等が必要になった場合には、別室を用意しておりますので、ご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>はい。それでは、事務局のご説明のとおりといたします。</p> <p>これから、特定最低賃金改正額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思っております。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでははじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p> <p> 委員、お願いいたします。</p>

労働者委員

はい。労側[]です。よろしくお願いいたします。

特定最賃の改正に関する考え方ということでは、第1回目の専門部会で述べさせていただきましたので、お時間の関係もあるということですので、早速具体的な金額を提示させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

群馬県特定最賃の審議に係ってるのは、4業種あります。また、それぞれの4業種の最低額、これの加重平均を出しますと、これが1,068円という金額になります。鉄鋼業だけ、若干金額が高いのですが、これを群馬県全体という視点で、3業種の方が965円に今なっていますので、この差額の103円。これを、2年かけて引き上げる考えのもとで、「52円」の要求をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。

[]委員、お願いいたします。

使用者委員

はい。使用者側の[]でございます。

特定最低賃金は、特にこの鉄鋼につきましては、かなり実態と離れておりますので、設定の意味があるのかどうかという問題はありますけれども、それはそれとして、金額審議ということでございますので、「52円」という要求に対しまして、ご回答したいと思います。

私どもは常々、賃金改定状況調査の第4表、これを参考に、或いは基準に考えております。特に第4表の①でございますけれども、群馬県Bランクの上昇率は、2.0%ということございました。それで、鉄鋼976円の2.0%は、19.52円。これを切り下げまして、「19円」ということで、回答したいと思います。よろしくお願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。

労使双方のご意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「52円」のご提示がありました。使用者側委員からは「19円」というご提示でした。

それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともでございますが、33円の開きがあり、金額の開きが大きいです。

労使のお互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。

	<p>ます。</p> <p>それでは、再び労働者側委員の方から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>「19円」という提示をいただきました。もう少し、歩み寄りが必要だと考えております。そういったことを踏まえまして、ただ、特定最賃につきましても、地域別最賃よりも相対的に高い水準の確保が必要だというふうに考えております。今年地賃が40円だということですので、これは引上げ率にしますと4.47%ということになります。この地賃の引上げ率、これを反映して繰り上げて、「44円」の提示をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■■でございます。</p> <p>「44円」という要求をいただきました。今年の最低賃金の議論の中では、物価上昇というものが非常に大きい影響力を持っていることになったのですが、令和4年の前橋の物価上昇率3.0%という数字でございますので、976円×3.0%、29.28円。切り捨てまして、「29円」を提示したいと思っております。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「44円」を提示され、使用者側委員からは、「29円」が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございます。もう少し歩み寄れないでしょうか。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>「29円」ということをいただきました。今、■■■■委員の方からは、令和4年の前橋の物価上昇率ということでの提示だったというふうに認識しております。労側としましても、今年最賃につき</p>

ましては、消費者物価指数が注視されたということは、同じ認識になっておりまして、最終的には労使双方で、この消費者物価指数の上昇率を考慮した引上げ額で合意したというふうにも認識しております。

先ほど、 委員の方からは令和4年の前橋の物価上昇率ということでしたが、実際の地賃の中賃の方では、消費者物価指数の考え方ということでは、令和4年の10月から令和5年の6月の数字が提示されたかなというふうに思っております。前橋の物価指数は4.5%ということであります。これを、976円に4.5%かけますと、43.62ということになります。これを繰り上げて、先ほどと同じ額にはなりますが、「44円」で、再度提示させていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

それでは、使用者側委員は、いかがでしょうか。

 委員、お願いいたします。

使用者委員

はい。 です。

労使で議論をして歩み寄っていかなければいけないと思いますが、「44円」で、歩み寄りはなかったのですが。

昨年の特定期賃の引上げ額が、過去最高の30円ということでしたので、そこを考えて、「30円」ということで、提示したいと思えます。

部会長

はい。ありがとうございました。

労働者側委員からは、先ほどと同額の「44円」とするご意見があり、使用者側委員からは1円歩み寄っていただきまして、「30円」の引上げ額が提示されています。金額の開きが縮まってきてはおりますが、まだ開きがあるようです。

本製造業の鉄鋼の特定期最低賃金引上げ額に関して、第1回目の専門部会では、鉄鋼産業の現場が危険リスクの高い業務が多く、優秀な人材を確保するためにも、賃金の引上げが重要との労働者委員からのご意見があった一方で、円安や原材料高騰などにより、企業経営状況は厳しいという、使用者側委員からのご意見でありました。特定期最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に発揮していただいて、設定されるという性格のものでございます。

この趣旨をお汲みいただいたうえで、ご意見をお願いしたいと思います。

労働者側委員は、いかがでしょうか。